

○与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則

平成18年3月1日

規則第12号

改正 平成18年12月28日規則第173号

平成21年10月6日規則第11号

平成22年9月10日規則第23号

平成25年12月27日規則第27号

平成26年10月1日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町有線テレビ放送等施設条例（平成18年与謝野町条例第14号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、与謝野町有線テレビ放送等施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入及び脱退等)

第2条 条例第7条の規定により加入しようとする者は、有線テレビ放送等施設加入申込書（様式第1号。以下「加入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 加入者が脱退しようとする場合は、有線テレビ放送等施設脱退申請書（様式第2号）を町長に提出し、承諾を得なければならない。この場合において、条例第12条の規定により納付した加入料は、返納しないものとする。

3 前項の規定により脱退を承認された加入者で負担金、手数料及び利用料に未納額があるときは、届出時にすべて納付しなければならない。ただし、脱退した月の1月未満の端数については、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。

4 条例第13条第4項の規定により、利用を休止しようとする場合は、有線テレビ放送等施設利用休止届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

5 前項の規定により休止を承諾された加入者で、利用を再開しようとする場合は、有線テレビ放送等施設利用開始届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

6 加入者が加入申込の内容を変更しようとする場合は、有線テレビ放送等施設内容変更申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。この場合において、利用料プランの変更に係る手数料は、利用者が負担するものとする。

(インターネット接続サービス等の利用、変更及び中止)

第3条 条例第9条の規定によりインターネット接続等を利用しようとする者は、インターネット接続サービス等利用申請書（様式第6号）を町長に提出し、承諾を得なければなら

ない。

- 2 インターネット接続サービスの利用内容を変更しようとする者は、インターネット接続サービス等内容変更申請書（様式第7号）を町長に提出し、承諾を得なければならない。この場合において、利用内容の変更に係る手数料は、利用者が負担するものとする。
- 3 インターネット接続サービスの利用を中止しようとする者は、インターネット接続サービス等利用中止申請書（様式第8号）を町長に提出し、承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定により利用中止を承諾された利用者は、設備の機能保全のための終端工事に要する経費を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定により利用中止申請を提出した者の利用料に未納額があるときは、申請時にすべて納付しなければならない。この場合において、中止する月の利用日数が14日以下の場合にはこれを切り捨て、15日以上は1月とする。

（施設の変更等）

第4条 条例第10条第4項の規定により、電柱及び線路を移転又は変更したいときは、原則として工事を必要とする日の1月前までに有線テレビ放送等施設移転申請書（様式第9号）を町長に提出し、工事完了後1月以内に負担金を納付しなければならない。ただし、緊急と認めた場合は、この限りでない。

（施設設置費負担金等の納付等）

第5条 加入者及び加入しようとする者は、条例第10条及び条例第12条の規定により、町長の発行する納入通知書により指定された期限までに負担金加入料を納付しなければならない。

- 2 加入した月の1月未満の端数については、14日以内は切り捨て、15日以上は1月とする。
- 3 負担金及び利用料に係る滞納については、与謝野町債権管理条例（平成25年与謝野町条例第36号）の例による。

（施設設置費等の減免）

第6条 条例第15条の規定により施設設置費、加入料及び利用料の減免を受けようとする者は、有線テレビ放送等施設利用料等減免申請書（様式第10号）及び減免理由を証明する書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による対象者世帯は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助を受けている世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭

等

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する障害等級1級又は2級の手帳所持者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にいう世帯主（以下「世帯主」という。）である世帯
- (4) 身体障害者福祉法に規定する手帳所持者のうち、視覚障害者又は聴覚障害者が世帯主である世帯
- (5) 所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により療育手帳においてAの判定を受けた知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である者が世帯主である世帯
- (6) 満75歳以上の者で構成する世帯
- (7) その他町長が特に必要があると認めた世帯  
（設備の保全義務）

第7条 加入者は、音声告知放送受信機（以下「音声告知機」という。）等に異常を発見したときは、直ちに町長にその状況を届けるとともに、紛失した場合は有線テレビ音声告知放送受信機紛失届（様式第11号）を提出しなければならない。

- 2 送信施設からONUまでの補修は、町長の指定するもの以外のものを行うことはできない。
- 3 町長は、貸与した音声告知機の管理のため、機器貸与台帳（様式第12号）を作成保存するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町情報連絡施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年加悦町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月28日規則第173号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月6日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月10日規則第23号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第27号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

加入者番号	
-------	--

有線テレビ放送等施設加入申込書

年 月 日

与謝野町長 様

私は、次のとおり与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第2条第1項の規定により、同施設に加入申し込みをします。  
 なお、加入後は規則を遵守し、違反した場合は、利用の中止、施設の撤去について一切異議申し立てをいたしません。

<b>■加入申込者(契約者)</b>			
ふりがな		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
加入者氏名 又は名称	①	性別	男・女
加入場所 (工事場所)	所在地	与謝野町 字	
□にレを記入して下さい。	建物区分	<input type="checkbox"/> 一般住宅(店舗併用含む) <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 集合住宅( ) <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> その他( )	
行政区・隣組	行政区名:	連絡先電話番号	自宅
	隣組名:		携帯
加入プラン □にレを記入して下さい。	<input type="checkbox"/> Aプラン (1,000円/月) (TV+FM告知)	<input type="checkbox"/> Bプラン <input type="checkbox"/> 廉価 3,000円/月 <input type="checkbox"/> 基本 4,000円/月 <input type="checkbox"/> 満足 5,000円/月 (TV+インターネット+FM告知)	<input type="checkbox"/> Cプラン <input type="checkbox"/> 廉価 2,500円/月 <input type="checkbox"/> 基本 3,500円/月 <input type="checkbox"/> 満足 4,500円/月 (インターネット+FM告知)
			<input type="checkbox"/> Dプラン (0円/月) (FM告知)
※インターネットサービス加入の場合は、別にインターネット接続サービス等利用申請書が必要です。			
引込工事希望日	年 月 日(午前・午後) 時ごろ		
承諾事項	1 有線テレビ放送等施設及び音声告知機の設置工事に同意すると共に町から貸与された音声告知機の管理には万全を期し、与謝野町の条例及び規則を守り、管理者の指示に従うことに同意します。 2 この加入申込書に記入された個人情報を当該工事及びサービス提供のために使用することに同意すると共に本人確認等のため、私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。 3 設置予定建物の状況確認のため、私の所有する固定資産に関し固定資産課税台帳を閲覧することに同意します。 4 サービス提供に関し、町が設置する機器等について、私の所有する建物及び土地等を占有する場合は、協議のうえ無償で提供します。		
宅内配線工事 (見積)事業者名		保安器/ONU位置 及び宅内工事費用	<input type="checkbox"/> 確認済
<b>■利用料等納付情報</b>			
納付方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 ※別紙の口座振替申請書に必要事項をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 納付書(窓口払) 月別払い・一括払い		
<b>■納付者が加入申請者(契約者)と異なる場合はご記入ください。(同じ場合は記入不要です。)</b>			
ふりがな		連絡先電話番号	自宅
納付者			携帯
納付書送付先 又は連絡先	(〒 - ) 住所	納付者が与謝野町の場合は右欄をご記入ください。	行政区名: 隣組名:

様式第2号(第2条関係)

図面番号	加入者番号

有線テレビ放送等施設脱退申請書

私は、与謝野町有線テレビ放送等施設を脱退したいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第2条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 脱退の年月日  
年 月 日
- 2 脱退の理由
- 3 返却品  
音声告知放送受信機 台

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 印

様式第3号(第2条関係)

有線テレビ放送等施設利用休止届

私は、下記の理由により与謝野町有線テレビ放送等施設の利用を一時休止したいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第2条第4項の規定により届け出ます。

記

1 休 止 理 由

2 休止予定期間            年   月   日～            年   月   日

年   月   日

与謝野町長            様

住 所 与謝野町字            番地  
(電話番号                            )  
氏 名                            ㊟

様式第4号(第2条関係)

有線テレビ放送等施設利用開始届

私は、与謝野町有線テレビ放送等施設の利用を一時休止していましたが、利用を再開したいので、再開に要する手数料を負担することに同意の上、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第2条第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 ㊟

様式第5号(第2条関係)

有線テレビ放送等施設内容変更申請書

私は、与謝野町有線テレビ放送等施設の申込内容を変更したいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第2条第6項の規定により下記のとおり申請します。なお、変更  
に要する手数料は負担します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更の期日

年 月 日

年 月 日

与謝野町長 様

住所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏名 印

様式第6号(第3条関係)

加入者番号	
-------	--

町確認欄	受付年月日	年 月 日
	登録通知	年 月 日

インターネット接続サービス等利用申請書

私は、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおりインターネット接続サービス等の利用を申し込みます。なお、利用に当たっては、規則及び要綱を承認し、管理者の指示に従います。

接続するパソコンの台数(予定)	台	OS	
BOTウィルス・ワーム対策ソフト名			
希望メールアドレス(無料分)※世帯員1人に1個	利用者氏名	第1希望	第2希望
※↑英数小文字で6文字以上24字以内(先頭文字は英字、記号は、・と_のみ使用可) ※必ず第2希望まで記入 ※メールアドレス○○○○○○○○○○@kyt-net.ne.jp			
※追加メールアドレス(有料分)	利用者氏名	第1希望	第2希望
ホームページ希望アドレス(URL)	(http://www.kyt-net.ne.jp/○○○○○○○○○) ※英数小文字(先頭文字は英字、記号は、・と_のみ使用可)		
第 1 希 望			
第 2 希 望			
ホームページの開設希望日	年 月 日		

年 月 日

与謝野町長 様

住所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏名 ㊟

様式第7号(第3条関係)

インターネット接続サービス等内容変更申請書

私は、インターネット接続サービス等の申込内容を変更したいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第3条第2項の規定により下記のとおり申請します。なお、変更  
に要する手数料については負担します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更期日  
年 月 日

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 ㊟

様式第8号(第3条関係)

インターネット接続サービス等利用中止申請書

私は、インターネット接続サービスを中止したいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第3条第3項の規定により下記のとおり申請します。なお、終端工事に要する経費については負担します。

記

1 中止の年月日  
年 月 日

2 中止の理由

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 ㊟

様式第9号(第4条関係)

図面番号	加入者番号

有線テレビ放送等施設移転申請書

私は、与謝野町有線テレビ放送等施設の移転をしたいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 有線テレビ放送等施設移転工事希望年月日  
年 月 日
- 2 移 転 場 所
- 3 移転の理由

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 印

様式第10号(第6条関係)

有線テレビ放送等施設利用料等減免申請書

私は、下記の理由により、与謝野町有線テレビ放送等施設の利用料等の減免措置を受けたいので、与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第6条第1項の規定により証明書類を添えて申請します。

記

1 減免対象区分

加入料  
新規引込工事負担金  
有線テレビ利用料

2 減免理由(該当項目に○印)

- 1 生活保護世帯
- 2 母子・父子世帯
- 3 世帯主が身障者1・2級の世帯
- 4 世帯主が視覚・聴覚障害者の世帯
- 5 世帯主が知的障害(A判定)・精神障害(1級)の世帯
- 6 満75歳以上の者で構成する世帯

なお、減免審査の際に必要な世帯員構成・課税状況調査に同意します。

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 ㊟

様式第11号(第7条関係)

有線テレビ音声告知放送受信機紛失届

私は、貸与を受けている音声告知放送受信機を紛失したため、与謝野町有線テレビ放送等条例施行規則第7条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

与謝野町長 様

住 所 与謝野町字 番地  
(電話番号 )  
氏 名 印

様式第12号(第7条関係)

機器貸与台帳

機器 No.	住 所	氏 名	貸与年月日	備 考
	与謝野町字			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第2条関係)

様式第6号 (第3条関係)

様式第7号 (第3条関係)

様式第8号 (第3条関係)

様式第9号 (第4条関係)

様式第10号 (第6条関係)

様式第11号 (第7条関係)

様式第12号 (第7条関係)